

診療所・歯科診療所 開設に必要な書類

< 個人開設 >

提出書類	部数	注意事項
診療所開設届【第8号様式】 歯科診療所開設届【第9号様式】	2	診療所と歯科診療所、それぞれの様式があります。 保健所生活衛生課の窓口で配布しています。 また、区のホームページからダウンロードできます。
開設者(管理者)である 医師(歯科医師)の ・免許証 ・臨床研修等修了登録証 の写し	2	免許証・臨床研修等修了登録証の本証を持参してください。 (原本照合のため) 臨床研修等修了登録証は、 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、 歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降 の場合に必要です。
開設者(管理者)の職歴書	2	これまでの職歴を記載してください。 職歴の最後に、当該診療所を開設した旨を記載して ください。(記載例:「〇〇診療所開設・管理者就任」)
添 付 書 類 診療に従事する 医師、歯科医師、助産師の ・免許証 ・臨床研修等修了登録証 の写し	2	できる限り、免許証・臨床研修等修了登録証の本証を持参 してください。本証を持参できない場合、及び、歯科衛生士、 歯科技工士等の従事者については、必ず、開設者(管理者) が従事者の資格を確認してください。 臨床研修等修了登録証は、 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、 歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降 の場合に必要です。
土地の登記事項証明書	2	建物の一部を賃借する場合は、省略できます。 うち1部は写しでもかまいません。
建物の登記事項証明書	2	うち1部は写しでもかまいません。
賃貸借契約書の写し 建物を賃借する場合	2	転貸借による契約の場合は、所有者の転貸借に関する 承諾書、同意書等が必要です。
敷地の平面図	2	ビル等建物の一部に開設する場合は、その階の平面図
敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの
建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの 診察室、待合室等、各室の用途や面積を記入してください。
エックス線診療室 放射線防護図 エックス線診療室を備える場合	2	平面図及び立面図 縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入して ください。
案内図	2	最寄駅等から診療所までの経路がわかるもの

診療所・歯科診療所 開設に必要な書類

< 法人開設：診療所開設許可申請 >

提出書類	部数	注意事項	
診療所開設許可申請書 【第1号様式】 歯科診療所開設許可申請書 【第2号様式】 [手数料 19,000円(現金)]	2	診療所と歯科診療所、それぞれの様式があります。 保健所生活衛生課の窓口で配布しています。 また、区のホームページからダウンロードできます。	
添 付 書 類	法人の定款、寄附行為 又は条例 の写し	2	医療法人の場合、開設許可を受けようとする診療所の記載 があるもの
	法人の登記事項証明書	2	医療法人の場合、目的の欄に、開設許可を受けようとする 診療所の記載があるもの うち1部は写しでもかまいません。
	土地の登記事項証明書	2	建物の一部を賃借する場合は、省略できます。 うち1部は写しでもかまいません。
	建物の登記事項証明書	2	うち1部は写しでもかまいません。
	賃貸借契約書の写し 建物を賃借する場合	2	転貸借による契約の場合は、所有者の転貸借に関する 承諾書、同意書等が必要です。
	敷地の平面図	2	ビル等建物の一部に開設する場合は、その階の平面図
	敷地周囲の見取図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの
	建物の平面図	2	縮尺100分の1以上のもの 診察室、待合室等、各室の用途や面積を記入してください。
	エックス線診療室 放射線防護図 エックス線診療室を備える場合	2	平面図及び立面図 縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入して ください。
	案内図	2	最寄駅等から診療所までの経路がわかるもの

墨田区保健所生活衛生課

診療所・歯科診療所 開設に必要な書類

< 法人開設：診療所開設届 >

提出書類		部数	注意事項
診療所(歯科診療所又は助産所) 開設届【第7号様式】		2	診療所と歯科診療所、共通の様式です。 保健所生活衛生課の窓口で配布しています。 また、区のホームページからダウンロードできます。
添 付 書 類	開設者(管理者)である 医師(歯科医師)の ・免許証 ・臨床研修等修了登録証 の写し	2	免許証・臨床研修等修了登録証の本証を持参してください。 (原本照合のため) 臨床研修等修了登録証は、 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、 歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降 の場合に必要です。
	開設者(管理者)の職歴書	2	これまでの職歴を記載してください。 職歴の最後に、当該診療所を開設した旨を記載して ください。(記載例:「〇〇診療所管理者就任」)
	診療に従事する 医師、歯科医師、助産師の ・免許証 ・臨床研修等修了登録証 の写し	2	できる限り、免許証・臨床研修等修了登録証の本証を持参 してください。本証を持参できない場合、及び、歯科衛生士、 歯科技工士等の従事者については、必ず、開設者(管理者) が従事者の資格を確認してください。 臨床研修等修了登録証は、 医籍登録年月日が平成16年4月1日以降、 歯科医籍登録年月日が平成18年4月1日以降 の場合に必要です。

墨田区保健所生活衛生課